

議案第 4 0 号

日出町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日出町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日出町固定資産評価審査委員会条例（昭和 3 9 年日出町条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印し」を「記載し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

審査の申出の手續等における書面への押印及び署名を不要とするため、条例を改正したいので提出する。